

一般社団法人 バイオビジネス創出研究会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人バイオビジネス創出研究会という。英文名は、Association of Bio Business Creation（略称：ABBC）とする。

(事 務 所)

第2条 当法人は、事務所を滋賀県長浜市田村町に置く。

(趣 旨)

第3条 われわれは今世紀初頭をバイオ時代の幕開けとして捉え、バイオに関わる技術開発・市場創出が、新たに日本に活力を与えると同時に、人々の暮らしに豊かさをもたらす公共の利益に寄与するものとする。

この認識に立ち、バイオビジネス創出を事業課題の中心とし、バイオビジネスに関わる人材（研究者・技術者・経営者）をより広く多く集め、研究開発情報・ビジネス情報の活発な交流や、企業の支援等を行うとともに、その一環として資金や、活動の場の提供を行う体制作りの推進に貢献する事を目的として「バイオビジネス創出研究会」を創設する。

この研究会は、会員企業および個人と「産・学・官・民」の研究調査機関、および支援機関との連携において組織され、会員が自らバイオ関連企業を創業することによって、湖国滋賀県にバイオクラスターが生まれることを理想とする。

(目的および事業)

第4条 当法人は、湖国滋賀県のバイオクラスター（生命工学に関わる産業の集積）形成に寄与するため、産学官連携のもと、会員が自らバイオビジネス（生命工学を活用した事業）を創出することを目的とし、次に掲げる事業を行う。

- ① バイオビジネス（生命工学を活用した事業）創出に関わる国内外の情報の調査、研究ならびに情報提供事業
- ② バイオビジネス（生命工学を活用した事業）に関わる研修会、講習会の開催事業
- ③ バイオビジネス（生命工学を活用した事業）事業者のための支援と支援施策の策定事業
- ④ ビジネスインキュベーション（起業段階の事業者の育成）施設の経営及びその運営受託事業
- ⑤ バイオビジネス（生命工学を活用した事業）に関わる投資機会の情報提供事業
- ⑥ バイオビジネス（生命工学を活用した事業）に関わる先進事例の視察事業と交流
- ⑦ その他当法人の目的達成に必要な事業

（基金の総額）

第5条 当法人の基金（代替基金を含む）の総額は、金301万円とする。

（公告の方法）

第6条 当法人の公告は、当法人のホームページに掲載してする。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第7条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

（基金の返還の手続き）

第8条 基金の返還の手続きについては、社員総会において定める。

第2章 社員及び会員

(会員の種別)

第9条 当法人の趣旨に賛同し、入会したものを会員とする。

2 当法人の会員は、企業会員及び個人会員及びアカデミック会員及び学生会員及び賛助会員とし、企業会員及び個人会員をもって中間法人法上の議決権を有する社員とする。

(入社・入会)

第10条 社員・会員となるには当法人の理事会が別に定める様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

2 代表理事は、前項の入会申込者が、第3条に定める本会の趣旨に賛同し、第4条に定める事業目的ならびに事業計画に協力できる者と認めるときは、正当な理由が無い限り入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

(会 費)

第11条 社員（企業会員及び個人会員）は、当法人の目的を達成するため、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社・退会)

第12条 社員・会員は所定の様式による退社・退会届を提出することで、いつでも退社・退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、予め退社・退会の予告をするものとする。

2 前項の場合のほか、社員・会員は次に掲げる事由により退社・退会する。

① 本人が死亡し、または社員・会員である団体が消滅したとき。

② 正当な理由無く6ヶ月以上会費を滞納し、催告を受けても

それに応じず納入しないとき。

- ③ 除名されたとき。
- ④ 学生会員において、事務局に対し1年以上会員情報の更新がなされないとき。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 本定款等に違反したとき
- ② 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立当初の社員の氏名又は名称及び住所)

第15条 設立当初の社員の氏名又は名称及び住所は次の通りとする。

新江州株式会社

滋賀県東浅井郡びわ町大字川道 759 番地の 3

大塚産業クリエイティブ株式会社

滋賀県長浜市八幡中山町 1 番地

日本ソフト開発株式会社

滋賀県米原市米原西 23 番地

第3章 社員総会

(社員総会)

第16条 当法人の社員総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年5月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第17条 社員総会は、主たる事務所の所在地で開催するものとする。

(招集)

第18条 社員総会は、代表理事がこれを招集する。

2 社員総会の招集は、理事の過半数の賛成で決する。

第19条 社員総会を招集するには、開催の日より5日前までに各会員に対してその通知を発するものとする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、議決権を持つ社員の過半数が出席し、出席社員の過半数の賛否をもってこれを決する。

(議決権)

第21条 各社員は、各一個の議決権を有する。ただし、第25条第一項ただし書により選任された理事も、社員総会において議決権を持つ社員とする。

2 会員は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、その総会において、出席した社員・会員の中から選出する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議事録署名人がこれに記名押印するものとする。

第4章 理事及び監事

(員数及び種別)

第24条 当法人には理事7人以上、監事1人以上を置く。

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事、1人を専務理事とする。

(選任)

第25条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員・会員の中から選任する。ただし、必要があるときは社員以外のものから選任することを妨げない。

2 当法人の理事は、社員総会において選任する。

(任期)

第26条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。監事の任期は、就任後4年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第27条 当法人には代表理事を置き、理事の互選によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

(理事及び監事の報酬)

第28条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 会計

(会計)

第29条 当法人の会計は、運用上、会員会費会計と委託業務事業会計の二会計とする。

2 会員会費会計は主に定款第11条に規定する会費、事業収入等を財源とする会計であり、委託業務事業会計は指定管理者として受託した場合の指定管理受託料を財源とする会計である。

3 会員会費会計と委託業務事業会計間の繰入繰出しは、これを行わない。

(事業年度ならびに会計年度)

第30条 当法人の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(残余財産の処分)

第31条 当法人が解散(合併又は破産した場合を除く)した場合、会員会費会計に有する残余財産は、当法人の目的と類似すると認める法人の中から、社員総会に出席した社員の過半数をもって決した法人に寄付するものとする。

2 当法人が解散(合併又は破産した場合を除く)した場合、委託業務事業会計に有する残余財産は、長浜市に帰属するものとする。

第6章 細則

(運用)

第32条 本定款を実施、運用するため、別に施行細則を定めることができる。

2 施行細則は、理事会の承認を経て改廃することができる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成18年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第34条 第26条の定めに関わらず、当法人の設立当初の理事及び監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(最初の理事及び監事)

第35条 第25条及び第27条の定めに関わらず、当法人の設立当初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

代表理事 森建司

副代表理事 大塚良彦

藤田義嗣

専務理事 小川暢保

理事 川瀬重雄 (滋賀県商工会連合会 会長)

高橋政之 (長浜商工会議所 会頭)

高橋宗治郎 (財団法人滋賀県産業支援プラザ 理事長)

田附良知 (滋賀県中小企業団体中央会 会長)

藤井正男 (社団法人滋賀経済産業協会 専務理事)

吉田保 (学校法人関西文理総合学園 理事長)

監事 西島喜紹 (長浜信用金庫 理事長)

(定款外規定)

第36条 本定款に規定の無い事項及び運営に必要な事項は、バイオビジネス創出研究会会則を参照するほか、すべて中間法人法その他の法令によるものとする。